

## ブルネイ商標登録の費用と手続き

ブルネイの商標に関する法的根拠はブルネイ商標法第 98 章です。ブルネイは、パリ条約及びマドリッド協定の加盟国で、商標保護に先願主義を採用しています。商標登録は、出願日から 10 年間で有効となり、有効期間満了前に 10 年間の更新が可能です。

### 1. ブルネイ商標登録の費用

サービス	費用(米ドル)
<b>ステップ 1: 検索</b>	
1 商標につき(政府手数料)	1 時間 20
1 商標につき(サービス料)	265
(1) ブルネイでは出願前の検索は義務づけられていません。 (2) 出願前の検索の範囲は、ブルネイ知的財産局のデータベースのみに限定されます。 (3) 出願前の検索とは、既存の商標の有無の確認、及び登録の可能に対する意見です。検索には 15 営業日かかります。	
<b>ステップ 2: 出願</b>	
1 クラスにつき	900
(1) 上述の費用には、弊所のサービス料金及び政府手数料が含まれます。 (2) 上述の費用は、各クラスに 20 品目以下の商品が含まれる場合に適用されます。1 クラスに 20 品目超の商品が含まれる場合、1 品目増ごとに 10 米ドルが別途請求となります。	
<b>ステップ 3: 登録・証明書の取得</b>	
1 出願につき	530

#### 備考:

- 上記のサービス費用は、出願に対する異議のないこと、又はブルネイ知的財産局から出願書を修正する旨を受けたことのないことなど、出願が順調に進む場合に基いて算出されたものです。
- 上記のサービス費用は郵便料及び翻訳料が含まれていません。
- 優先権主張費用は、各クラスにつき 130 米ドルです。

#### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

#### SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場A棟12階1201室  
T: +86 21 6439 4114

#### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

#### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

#### TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka  
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo  
Japan 107-0052  
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号  
BIZMARKS赤坂308室  
郵便番号: 107-0052  
T: +81 3 5776 2637

#### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
T: +65 6438 0116

#### KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2  
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi  
Gerbang Kerinchi Lestari  
59200 Kuala Lumpur, Malaysia  
T: +60 19 2177 344

#### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
T: +1 646 850 5888

#### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
T: +44 20 8176 3860

## 2. ブルネイ商標登録の費用の計算例

### 例 1:1 商標、1 クラス

商標「ABC」を第 25 類(被服、履物、頭飾)に登録する、即ち、1 商標を 1 クラスに登録する場合、弊所の請求するサービス費用は以下の通りです。

商標の検索:285 米ドル

出願の提出:900 米ドル

証明書の受領:530 米ドル

**合計:1,715 米ドル**

### 例 2:1 商標、2 クラス

商標「ABC」を第 25 類(被服、履物、頭飾)及び第 26 類(レース、刺繍、リボン、組紐、ボタン、ラペルボタン、飾り針、縫い針、つけ花)に登録する、即ち、1 商標を 2 クラスに登録する場合、弊所の請求するサービス費用は以下の通りです。

商標の検索:285+285=570 米ドル

出願の提出:900+900=1,800 米ドル

証明書の受領:530 米ドル

**合計:2,900 米ドル**

### 例 3:2 商標、1 クラス

商標「ABC」及び商標「DEF」を第 25 類(被服、履物、頭飾)に登録する、即ち、2 商標を 1 クラスに登録する場合、弊所の請求するサービス費用は以下の通りです。

商標の検索:285+285=570 米ドル

出願の提出:900+900=1,800 米ドル

証明書の受領:530+530=1,060 米ドル

**合計:3,430 米ドル**

上記の計算例は、出願に対する異議のないこと、又はブルネイ知的財産局から出願書を修正する旨を受けたことのないことなど、出願が順調に進む場合に基づいて算出されたものです。計算結果の金額には、代理権限書及び商標登録証明書の郵便料及び翻訳料が含まれていません。

さらに、上述の費用は、検索時間が 1 時間以内、各クラスに 20 品目以下の商品が含まれる場合に適用されます。1 クラスに 20 品目超の商品が含まれる場合、1 品目増ごとに 10 米ドルが別途請求となります。

## 3. 必要書類

- (1) 記入済の「商標検索・登録注文書」(弊社提供)
- (2) 商標の JPEG 形式のソフトコピー
- (3) 出願人の身分確認書類のコピー(個人の場合はパスポート、法人の場合は法人設立証明書又は営業許可証など)
- (4) 優先権に関する書類のコピー(優先権を主張する場合)(費用は別途発生)
- (5) (商標が英語表記でない場合)商標の音訳と認証済の訳本

#### 4. 商標登録手続

- (1) 啓源は、商標のサンプル、商品・サービスの内容、登録資料などの情報を入手した後、見積書、アドバイスを提供し、クラスを特定します。
- (2) お客様は見積書を確認した後、記入済の「商標検索・登録注文書」を電子メール・ファクス・郵便にて啓源に返送します。
- (3) 啓源は商標検索費用を受け取った後、商標検索を行います。検索の結果は 15 日以内(当局の検索処理時間による)にお客様へ送られます。
- (4) お客様は報告書に記載された啓源の分析、意見を参考し、出願を進めるか否かを決定します。啓源は商標登録出願費用を受け取った後、知的財産局に商標登録出願を提出します。
- (5) 知的財産局は、他の業者が同一又は類似する商品・サービスについて同一又は類似する商標を登録したか否かを確認し、商標が法的登録要件に該当することを判断します。出願が登録要件を満たしていない場合、審査官は異議申立を提出します。
- (6) 当局は登録出願を承認した場合、商標官報に出願を掲載します。
- (7) 公告期間中、第三者からの異議申立がない場合、知的財産局は商標登録証明書を発行します。啓源は書類を確認した後、証明書及び弊所の報告書をお客様に送付します。

#### 5. 所要時間

出願が順調に進む場合、ブルネイ商標登録に必要な各手続きを完了するまでには約 12~24 ヶ月かかります。

#### 6. 支払方法

各ステップのサービス費用は、各ステップのサービス開始前に請求されます。中国の増値税発票又は台湾の営業税発表が必要な場合、それぞれ 7.5%又は 5%費用は別途発生します。

弊所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。詳細は[こちら](#)。

#### 7. 返金条項

サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。例えば、弊社は検索を実施した結果、同一の商標が既に登録されていることを判明し、出願が続行できない場合、検索サービス費用を返金しません。あるいは、商標登録出願を提出しましたが、出願がブルネイ知的財産局又は第三者からの異議によって拒否された場合、関連するサービス費用も返金しません。

お客様は事前に 3 つのステップのサービス費用を全て支払いましたが、弊社は検索を実施した結果、同一又は類似の商標が既に登録されていることを判明し、出願が続行できない場合、銀行手数料を控除したステップ 2~3 のサービス費用を返金します。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: [info@kaizenip.com](mailto:info@kaizenip.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

KAIZEN 啓源